年次レポート 2023

令和4年度 実績報告



容リ協 年次レポート2023 令和4年度 実績報告

Contents

- **1 ごあいさつ** 「年次レポート2023」 発行にあたって
- 2 協会のご案内
- 3 容器包装リサイクル法について 容器包装リサイクルの成果
- 5 リサイクルの流れ
- 7 数字で見る2022 Highlight 令和4年度の再商品化実績
- 9 令和4年度 再商品化実績データ
 - 09 引取量
 - 10 販売量
 - 11 再商品化実施委託関連
 - 13 再商品化事業関連
- 15 令和4年度の再商品化事業
 - 15 総括的概要 代表理事専務 西山 純生
 - 17 素材別の再商品化実施状況
 - 21 TOPICS

「年次レポート2023」発行にあたって

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 (容り協) は、その事業活動について皆さまにご理解いただくために、「年次レポート2023」を発行しました。 再商品化事業の進展につながることを目指し、実績データや再商品化事業への取り組みなどを、よりわかりやすく情報発信すべく努めております。

— 対象期間 —

令和4年度(令和4年4月1日~5年3月31日)。 一部対象期間前後の活動についても報告しています。

- 発行日

令和5年8月(次回の発行は令和6年8月を予定)

本レポートに関するお問合せ先

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 企画広報部

Tel. 03-5532-8610 Fax. 03-5532-9698

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階 Message



平素より当協会事業に多大なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼申しあ げます。

当協会は設立から27年目を迎えますが、この間、容器包装リサイクル法(容り法)に基づき国策として初のリサイクルシステムを運営してきました。ゼロからスタートの四半世紀は試行錯誤の連続でしたが、関係各位のご支援のお蔭で持続的かつ安定的な事業遂行ができました。

近年、世界的に社会経済が急速に変化、多様化し、人口増加に伴う資源 需要の増加、地政学的リスクによる供給への大きな影響等が顕在化してき ました。次の四半世紀に向け、単に廃棄物・環境対策としてではなく、環 境と成長の好循環や産業競争力の強化につながる取り組みが求められて います。

本年4月からは、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)に基づき、当協会が運用の中心的役割を担いプラスチック使用製品 廃棄物のリサイクルを開始しました。物品ではなく素材を切り口としたリサイクルがスタートしたとも言えます。令和4年度は、この運用の設計・構築を行い必要な準備を行ってきました。

もちろん容り法に基づく指定法人として、廃棄物適正処理と資源有効利用の確保を図ることが当協会の基本目的です。しかし変革期にあたり、一層広い視野で資源循環への貢献と産業競争力強化という観点を持つ必要があります。

安定的な事業継続のためには、特定事業者、再商品化事業者、市町村、 消費者と社会全体のサポートが必要です。重要なことは、各主体が連携・ 協働していくことと考えます。そして微力ながら当協会がプラットフォーム 的役割を担い、協会の目的を実現し、国民生活・経済の健全な発展に寄与 できれば幸いに存じます。

令和5年8月



公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会 代表理事理事長

協会のご案内

② ホームページに関連情報を掲載しています https://www.jcpra.or.jp/about/basic/tabid/581/index.php



目的

当協会は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容り法)に基づく指定法人として同法及び「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラ新法)に基づく事業を通じて、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保並びにプラスチックに係る資源循環の促進等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

事業活動

再商品化の実施

- 特定事業者及び市町村からの再商品化業務の受託
- 市町村からの分別基準適合物及び分別収集物の引取り
- 再商品化事業者への再商品化業務の委託

再商品化に関する普及・啓発、情報の収集及び提供

- 関係者への各種説明会の実施
- ホームページによる情報提供
- 会報の発行
- パンフレット等の製作
- 展示会への出展、講演会への協力など

内外関係機関等との交流及び協力

- 国内関係機関との交流
- 海外の関係機関との情報交換



業務執行理事

前列左から 代表理事常務 栗原博、代表理事専務 西山純生、事務局長兼総務部長 高松和夫 後列左から 企画広報部長 長塚真行、ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長 雨宮敏幸、 PETボトル事業部長 吉田雅治、プラスチック容器事業部長 前川惠士

沿革

- 平成7(1995)年6月16日
 容器包装リサイクル法公布
- ◆ 平成8(1996)年9月25日

主務4省(厚生、通商産業、大蔵、農林水産。現在は5省: 環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)から財団法人 設立許可を取得

10月31日

主務4省(同上)から指定法人としての指定を受ける

♦ 平成9(1997)年4月1日

容リ法本格施行に伴い、大規模事業者を対象として、ガラスびん、PETボトルの再商品化事業を開始

平成12(2000)年4月1日

容リ法完全施行に伴い、全事業者(小規模事業者を除く)を対象として、ガラスびん、PETボトルに加え、紙・プラスチック製容器包装の再商品化事業を開始

- ◆ 平成19(2007) 年4月1日 法施行後10年の見直しが行われ、改正容リ法本格施行
- **平成22(2010)年4月1日**公益財団法人として新たにスタート
- ◆ 令和4(2022)年4月1日 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行
- ◆ **令和5(2023)年4月1日** プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づ 〈容器包装プラと製品プラの一括再商品化開始

組織



協会に常勤する役職員はすべて民間の企業・団体出身者

主務省庁

環境省 環境再生・資源循環局 総務課

リサイクル推進室

経済産業省 産業技術環境局 資源循環経済課 財務省 理財局 総務課 たばこ塩事業室

国税庁 酒税課

厚生労働省 医政局 医薬産業振興・医療情報企画課

流通指導室

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 外食・食文化課

食品ロス・リサイクル対策室

容器包装リサイクル法について

容リ法制定の背景

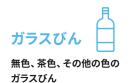
• 家庭ごみの割合



容リ法の制定当時、 1 一般廃棄物の埋立地 (最終処 分場)は7~9年で溢れてしまう状況、2家庭ごみの うち容器包装が約60%(容積比)と高い割合を占めて いたといった背景があり、平成7(1995)年に容り法 が制定されました。

対象となる「容器」「包装」

再商品化義務の対象となる「容器」「包装」





乳飲料等※2)、清涼飲料、酒類用

※1 しょうゆ、しょうゆ加工品(めんつゆ等)、みりん風調味料、食酢、調味酢、 ドレッシングタイプ調味料(ノンオイル)

※2 ドリンクタイプのはっ酵乳、乳酸菌飲料、乳飲料

容リ法で特定事業者に再商品化の義務を課しているのは 上記の4品目になります。

紙製容器包装

プラスチック製 容器包装

PETボトルを除く

容リ法の制定当時、容器:商品を入れるもの(袋も含 **む)、包装:商品を包むもの**のうち、スチール缶・アル ミ缶、紙パック、段ボールの4品目は市場価値が高く、 すでに再商品化ルートが確立されていたため再商品 化義務の対象に含まないことになりました。

「識別マーク」の表示

PETボトル

紙製容器包装

プラスチック製 容器包装





飲料用スチール缶

飲料用アルミ缶





食料品(しょうゆ、乳飲料等、そ 飲料用紙(アルミ不使用のもの) 「PETボトル」に含まれるものを の他調味料)、清涼飲料、酒類 とダンボール製のものを除く





識別マークの目的は、消費者がごみを出すときの分別を容易にし、市町村の分別収集を促進することにあります。改 正前の「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)に基づいて、飲料用のスチール缶やアルミ缶 と食料品・清涼飲料・酒類のPETボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装には、識別マークを付ける義務が あります。

> 🕝 識別表示ルールの詳細については、経済産業省ホームページ「資源有効利用促進法」をご覧ください https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/02/index06.html

容器包装リサイクル法(容り法)は、容器包装廃棄物の分別収集と再商品化により、一般廃棄物の減量化と再生資源の十分な利用を図ることを目的として、平成7(1995)年に制定されました。公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(容り協)は、容り法に基く指定法人として特定事業者等からの委託を受け再商品化事業を適正かつ確実に実施していくことを使命としています。

「EPR」の仕組み

● 容リ法が定めた役割分担



EPRとは、拡大生産者責任のこと。**製品ライフサイク** ルにおける商品使用後段階にまで生産者に廃棄物処理の責任が拡大されます。容り法の役割分担は左図のとおりですが、特定事業者が個別にごみを引き取ってリサイクルを行うことは現実的に困難です。そこで、特定事業者は当協会に「再商品化」の「委託料」を支払うことでリサイクルの義務を果たし、消費者は分別排出、市町村は分別収集とそれぞれが役割を果たす仕組みになっています。

リサイクルの流れはp5-6で詳しく解説しています

▶ 再商品化義務を負う特定事業者

特定容器利用事業者 販売する商品に特定容器を用いる事業者または、特定容器の付いた商品を輸入する事業者		
特定包装利用事業者 販売する商品に特定包装を用いる事業者または、特定包装の付いた商品を輸入する事業者		
特定容器製造等事業者	特定容器を製造する事業者または、特定容器を輸入する事業者	

▶ 小規模事業者は以下の条件を満たす場合適用除外

業種分類	条件
製造業等	年間売上高 2億4千万円以下 かつ 従業員数 20名以下
商業、サービス業	年間売上高 7千万円以下 かつ 従業員数 5名以下

容器包装リサイクルの成果

一般廃棄物最終処分場の残余容量・残余年数の推移

■残余容量 - → 残余年数



2021年度実績 リサイクル率・回収率 **ガラスびん** リサイクル率 PETボトル リサイクル率 紙製容器包装 回収率 プラスチック製容器包装

リサイクル率

73.4% **86.0**%

23.6%

66.4% (46.7%)*

詳細は3R推進団体連絡会のホームページをご確認ください https://www.3r-suishin.jp/?cat=19



リサイクルの流れ

皆さまのご協力に

公益財団法人 日本容器包装リサイクル

再商品化(リサイクル)の受託 委託料金(リサイクル費用)の受取り 分別基準適合物等の引取り リサイクル費用の受取り(市町村負担分)**



消費者

引渡し

市町村









当協会は、特定事業者から委託を 受けて再商品化(リサイクル)を実施します。特定事業者は、委託料 を協会に支払うことにより再商品 化したものとみなされます。







消費者には、市町村が定める分別 排出のルールに従って容器包装ご みを排出することが求められてい ます。正しい分別をすることで、再 商品化(リサイクル)しやすく、資源 として有効に使えるようになりま す。ほんの少しの注意を払うこと がリサイクルの第一歩です。

分別収集

収集・分別等を行い 「分別基準」に適合させる





市町村は収集・異物の除去などを 行い、指定保管施設に保管した容 器包装廃棄物(分別基準適合物) 及び「プラスチックに係る資源循 環の促進等に関する法律」(プラ新 法)に基く分別収集物を、当協会に 引渡します。

- ※ 再商品化義務の適用が除外されている小規模事業者の排出分及びプラ新法に基く再商品化費用は、市町村が負担します
- ※ 分別収集物とは、市町村がプラスチック使用製品廃棄物について分別して収集したものを指します(プラスチック製容器包装廃棄物を含む)

② 分別収集物について詳しくはこちらをご覧ください
https://www.jcpra.or.jp/words/tabid/625/wordid/267/firstwordid/6/index.php



分別の対象となる「容器」「包装」はこちらでご覧頂けますhttps://www.jcpra.or.jp/law_data/tabid/988/index.php#Tab646



よってリサイクルは成り立っています。

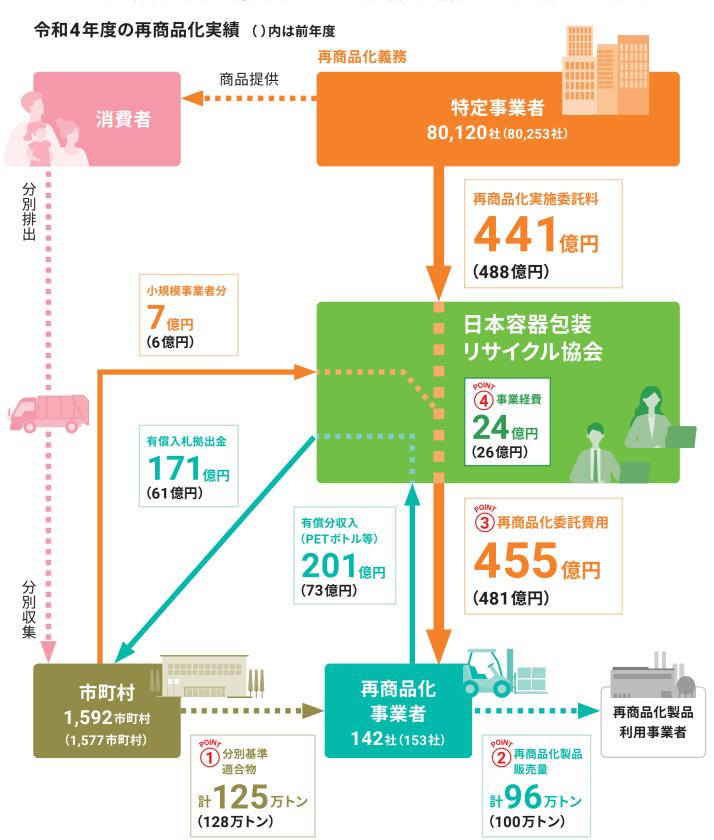


数字で見る 2022 Highlight

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

日本容器包装リサイクル協会(容り協)の役割は、家庭ごみとして排出されるガラスびん、PETボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装を対象とした再商品化を実施するための運営業務です。そのためにかかる費用は、容器包装リサイクル法(容り法)に基づいて再商品化の義務を負っている特定事業者からお預かりした再商品化実施委託料でまかなわれています。令和4年度の協会事業を振り返り、その実績と収支をご報告します。

※「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラ新法)に基くプラスチック製品の分別収集物の再商品化は令和5年度から開始のため令和4年度の実績はありません。



(1)

引取り実績 計125万トン

1,592市町村からの引取り実績は約125万トンで、過去最高であった前年度(約128万トン)に対し2.2%減少しました。新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の解除に伴い、家庭から排出される容器包装ゴミ廃棄量の減少がその要因と思われます。またPETボトルについて、容り協ルートから独自ルートへ変更する市町村の増加も一因でした。

● 4素材の引取り実績

(トン)

	令和4年度	前年度差
■ ガラスびん	327,416	-7,629
■PETボトル	219,676	-16,836
■紙	20,146	15
□プラスチック	682,286	-4,181
合計	1,249,524	-28,631

2

販売実績 計96 万トン

再商品化事業者142社の再商品化製品の販売実績は約96万トン。前年度は初の100万トン超えでしたが、約3.8万トンと3.8%の減少となりました。

販売量の減少率が引取量の減少率を上回っており、 まん延防止等重点措置の解除に伴う家庭からの廃棄 量の減少だけではなく、再商品化製品の需要動向が影響していると推察されます。

● 4素材の販売実績

(トン)

	令和4年度	前年度差
▋ガラスびん	313,236	-9,790
■ PETボトル	177,090	-19,511
■紙	19,874	220
■ プラスチック	453,106	-8,468
合計	963,306	-37,549

80IN>

再商品化委託費用 約455億円

再商品化事業者142社へ支払う再商品化実施委託費用は約455億円(前年度約481億円)と5.3%減少しました。原因は市町村からの引取量が減少したことと、令和4年度分の再商品化事業落札単価の低下(ガラスびん以外)、PETボトルにおける大幅な有償化によるものでした。

この大幅な有償化の要因は需要増が入札に影響を及ぼしたものと思われますが、通期で△87.210円/トン(前

年度△23,675円/トン)、特に下期は△115,369円/トン (前年度下期△42,494円/トン)と初めてトン当たり10 万円を超えました。その結果、再商品化事業者から有 償入札分として約201億円(前年度約73億円)支払わ れ、協会から市町村への有償入札拠出金は171億円と 前年度61億円より大幅に増加しました。

ROIN?

容リ協の事業経費 約24億円

再商品化事業を運営するために要した容り協の経費は約24億円でした。主な内訳は租税公課6億1,243万円(前年度8億6,051万円)、現地検査や品質調査などの設備調査費5億1.693万円(前年度4億1.743万円)、基幹

システム関係費4億4,980万円(前年度5億1,225万円)、 人件費3億8万円(前年度2億9,338万円)です。

なお、環境省からプラ新法施行に伴うシステム改良費用として約7,000万円を収受し、その改修費用にしました。

❷ 引取量に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます



※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

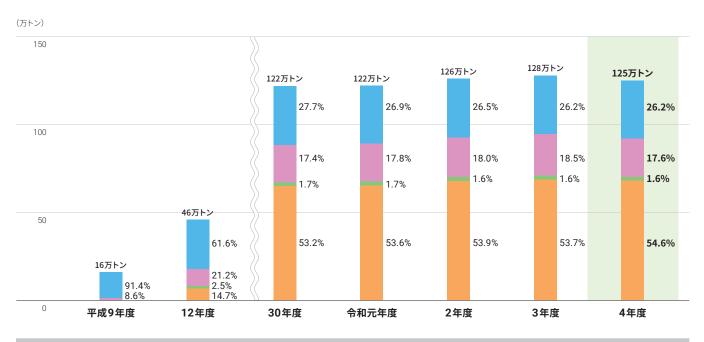
■ガラスびん	33万トン
■ PETボトル	22万トン
■紙	2万トン
■プラスチック	68万トン

• 市町村からの引取量

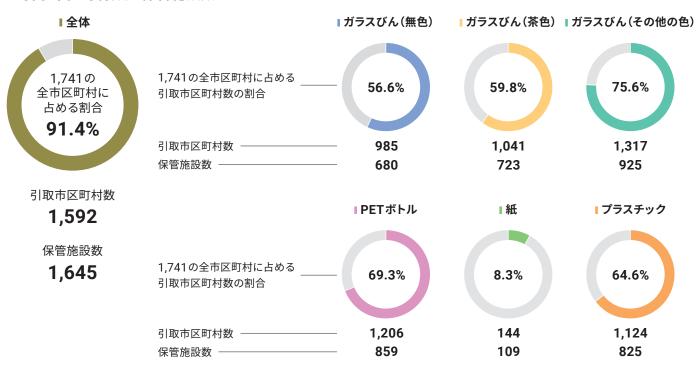
※ 引取量とは異物の除去などを行った容器包装廃棄物(分別基準適合物)の量です

• 市町村からの引取量実績

■ ガラスびん ■ PETボトル ■紙 ■ プラスチック



• 引取市区町村数/保管施設数



販売量

🕏 販売量に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます

https://www.jcpra.or.jp/recycle/related_data/tabid/501/index.php



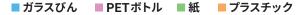
※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

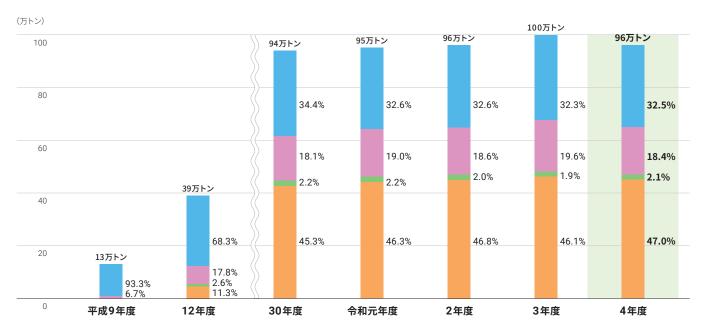
■ ガラスびん	31万トン
■ PETボトル	18万トン
■紙	2万トン
■ プラスチック	45万トン

● 再商品化製品販売量

計96万トン

● 再商品化製品販売量実績





● 令和4年度引取分の再商品化製品利用状況

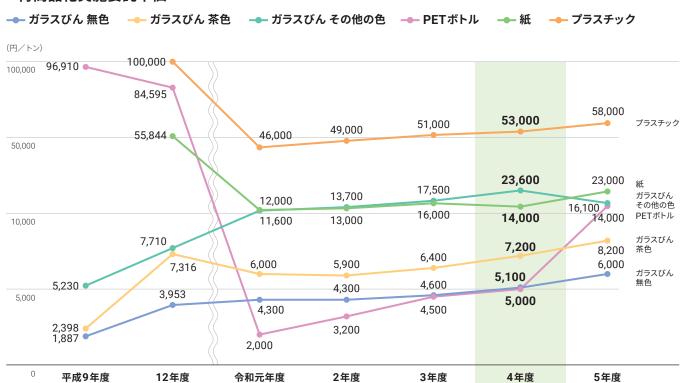
327,416トン 219,676トン ▮ガラスびん 協会の引取実績量: **IPETボトル** 協会の引取実績量: 177,090トン 313,236トン 再商品化製品販売量: 再商品化製品販売量: 建築材料 9.1% その他 1.0% その他 0.2% 成型品 3.4% • ガラス短繊維(住宅用断熱材など) • 軽量発泡骨材など 回収ボックスなど • 結束バンド • ごみ袋など ボトル 45.3% 土木材料 20.7% びん原料 69.2% 繊維 20.6% 路床路盤 自動車の内装材カーペット • 飲料用ボトル: 44.6% ・土壌改良用骨材など • ユニフォームなど • 洗剤用ボトルなど: 0.7% シート 30.5% 卵パックブリスターパック*など* 商品の形に合わせた、商品を覆っている透明の部分 20,146トン 682,286トン ■紙製容器包装 協会の引取実績量: 『プラスチック製 協会の引取実績量: 19,874トン 容器包装 453,106トン 再商品化製品販売量: 再商品化製品販売量: 固形燃料 5.1% 材料リサイクル 0.9% 製紙原料 94.0% 材料リサイクル 42.4% ケミカルリサイクル 57.6% • 再生樹脂など • コークス炉化学原料: 42.6%

ガス化:9.2%高炉還元剤:5.8%

再商品化実施委託関連

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

● 再商品化実施委託単価

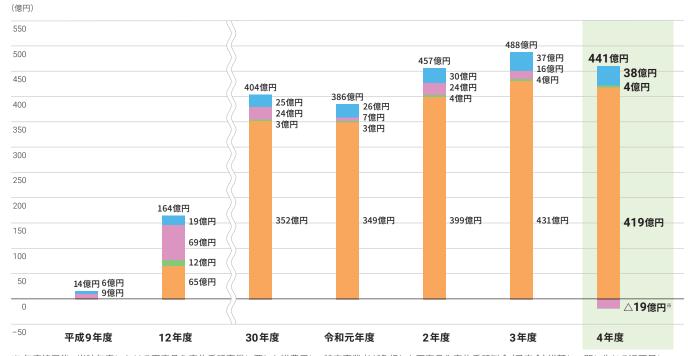


[※] 消費税抜きの単価です

再商品化実施委託料 特定事業者 → 容り協

441億円

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック

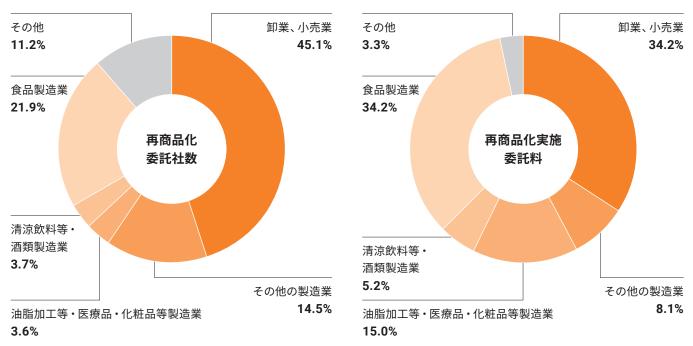


[※] 年度終了後、当該年度における再商品化実施委託事業に要した総費用と、特定事業者が負担した再商品化実施委託料金 (予定金) 総額との間に生じる過不足について精算を行います。精算によって返金される場合と、追徴される場合があり、返金額が負担額を上回った場合はマイナスで表記しています

[※] 令和5年度の再商品化実施委託単価は令和4年度に決められたものです



• 特定事業者業種別構成



[※] 再商品化委託社数は一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っているコンビニエンスストア(フランチャイズの直営店は除く)等は1社としてカウントし計17,496 社の構成になります

• 特定事業者申込社数

80,120社

(単位:社)

	平成12年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
□ガラスびん	3,803	3,079	3,053	2,992	2,968	2,942
■ (無色)	(3,208)	(2,647)	(2,608)	(2,562)	(2,525)	(2,487)
■ (茶色)	(1,722)	(1,339)	(1,324)	(1,300)	(1,277)	(1,262)
■ (その他の色)	(1,548)	(1,100)	(1,089)	(1,072)	(1,053)	(1,035)
■PETボトル	962	1,227	1,222	1,224	1,199	1,179
■紙	41,206	66,777	67,603	66,852	66,602	66,872
□ プラスチック	56,944	80,017	80,092	79,031	78,875	78,781
総数	59,449	81,492	81,555	80,422	80,253	80,120

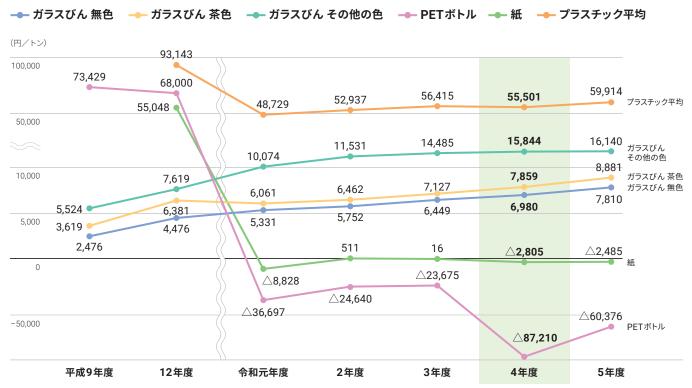
^{※ 1}社で複数の素材を使っている場合もあるため、素材ごとの申込社数の合計と総数は一致しません

再商品化事業関連

② 落札単価に関する最新のデータはこちらからご覧頂けます https://www.jcpra.or.jp/recycle/related_data/tabid/869/index.php

※ 数値については四捨五入しており、合計と内訳が合わない場合があります。

● 落札単価 (加重平均)



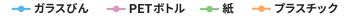
- ※ 消費税抜きの単価です
- ※ 令和5年度の落札単価は令和4年度入札の入札結果です
- ※ 令和5年度のPFTボトルは、上半期分(令和5年4月~9月)の単価です
- プラスチック製容器包装 再商品化手法別落札量構成比、落札単価(加重平均)の推移(白色トレイを除く)
- 材料リサイクル ケミカルリサイクル [■油化 高炉還元剤化 コークス炉化学原料化 ガス化]
- → 材料リサイクル落札単価 → ケミカルリサイクル落札単価

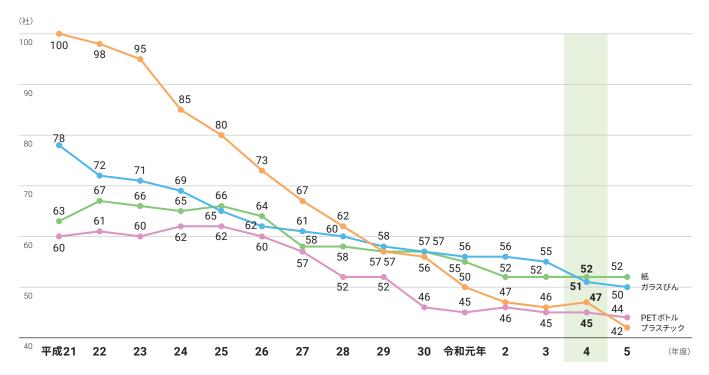


- ※ 消費税抜きの単価です
- ※ 令和5年度の落札単価は令和4年度入札の入札結果です



再商品化事業登録事業者数の推移

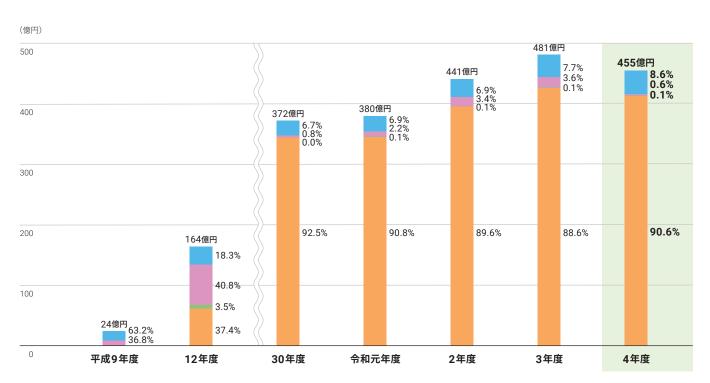




● 再商品化委託費用(逆有償分) 容り協 → 再商品化事業者

455億円

■ ガラスびん ■ PETボトル ■ 紙 ■ プラスチック



令和4年度の取り組みを振り返って

令和4年度は「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(プラ新法)が施行され ました。加えて、ウクライナ情勢に起因する資源・エネルギー価格の高騰、円安による輸入 物価の上昇ほか外部環境に大きな変化が訪れるなか、適正かつ円滑に再商品化事業を 推進するという協会の使命を果たすべく、職員一同、着実に取り組みました。

適正かつ効率的な再商品化事業を推進

プラ新法への対応は平成8年の協会設立以来、 最大の変革が求められることとなりました。プラ 新法では柱の一つとして、家庭や事業所から排出 されるプラスチック製品の回収・リサイクルが示 されており、市町村によるプラスチック使用製品 廃棄物の分別収集・再商品化について、容り協 ルートのほかに、市町村が策定し国が認定すると いう新たなルートが創設されました。

令和5年度からのプラ新法の運用開始にあたっ て、その業務の多くを当協会が担うことから、プラ スチック容器事業部に止まらず部署横断的なメン バーによる課題別のタスクフォースを編成し、制 度設計を行いました。タスクフォースメンバーは、 内部であらゆるケースを想定した検討を行うとと もに環境省や経済産業省との事務レベル協議を 毎週複数回2年以上にわたって行い、新たにプラ

スチック使用製品廃棄物の再商品化を行うために 必要となるさまざまなルールの設定、運用方法の 追加・修正を行っています。

プラ新法に向けた新たな取り組み

- 再商品化事業者(プラスチック使用製品廃棄物の再 商品化を含む)の登録・入札・決定・契約
- 2 市町村からの廃棄物の引渡し申込・契約
- 3上記 2の前段階における諸手続きに関する諸規 程、ガイドライン、マニュアル、書式等の策定・整備
- 4前記3をはじめ制度運用に関する説明会等の開催 (市町村、再商品化事業者、特定事業者それぞれの 主体別に実施)
- ⑤ホームページなどを活用した制度の周知・広報
- 6 コンピュータシステムの改修
- ※ プラスチック使用製品廃棄物の再商品化に関わるシステム開発費 用については国が負担

新たな仕組みづくりや 経済状況の激変など事業環境が 大きく変化するなかにあっても、 確実に再商品化事業を 推進しました。

西山 純生

代表理事専務



再商品化義務履行の確保、周知・広報活動の強化

ここ数年上昇傾向が続いていた再商品化事業 における落札単価は、令和4年度はガラスびん以 外低下することになりました。とりわけ「有償入 札拠出金」は、その大半を占めるPETボトルにお いてバージン樹脂市況の高騰や使用済みPETボ トル需要の増大などを背景に、約171億円と大幅 に増加しています。また昨年度初めて100万トン を超えた再商品化製品販売量は、4素材合計で前 年度比▲3.8%の約96万トンとなりました。

容器や包装として消費される資源を、再商品 化によって循環させるために、再商品化義務履 行の周知や広報活動にも努めています。リサイク ルの義務を負っていながら委託申込みを行わな い事業者、申込み・契約をしながら委託料金が 未払いの事業者に対しては継続的にさまざまな 対策を実施しました。令和4年度は、再商品化義 務不履行分の過年度遡及支払いとして420社か ら約5億4千万円を得ています。 法令遵守ならび に公平性の観点からも、今まで以上に主務省庁 への情報提供を密にし、業界団体への訪問など 周知活動にも力を入れ、引き続き再商品化義務 の履行について、働きかけを強化してまいります。

リチウムイオン電池等混入事故防止に向けた取り組み

リチウムイオン電池などの発火危険物の廃棄物 への混入に起因する発煙・発火トラブルについて は、ここ数年一向に減少する気配がありません。 このトラブルに起因する令和4年度の処理ライン停 止口ス時間は合計約480時間におよび、修繕に係 る追加支出はもとより人的被害への懸念など、再 生処理事業者に甚大な影響がおよんでいます。

なかでも、加熱式たばこ機器の混入が令和4年 度29.6%と高い比率となっている(P21参照)こと から、製造や販売に携わる関係者にもご協力を頂 きました。一般社団法人日本フランチャイズチェー ン協会(JFA)、一般社団法人日本たばこ協会、 NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットとの 共催や、経済産業省・環境省の後援により、令和4 年9月からJFA加盟コンビニエンスストア全店のレ ジ画面にて注意を促す啓発活動を展開。同活動に ついては、当協会としては初となる配信サービ スを利用したプレスリリースも行いました。結果 的に多くのメディアにも取り上げられ、NHKでの 放映にもつながりました。

令和5年4月からスタートしたプラ新法に基づく プラスチック製品の一括回収開始に伴い、リチウム イオン電池を使用した製品の混入増加が懸念され ます。こうしたリチウムイオン電池に起因する事故 は、再商品化事業の持続可能性のみならず、火災 防止や働く人の安全管理という観点からも喫緊の 課題だと認識しており、引き続き対策ならびに啓 発活動に注力してまいります。



コンビニのレジ画面を使った「加熱式たばこ機器の廃棄方法に関する 注意喚起」

素材別の再商品化実施状況

4つの素材ごとに、

ガラスびん事業部

引取量の減少が懸念されるなか、 再商品化量の増加に寄与すべく 取り組みました。

雨宮 敏幸

ガラスびん事業部長 紙容器事業部長



1 取り巻く市場環境

- ガラスびんを取り巻く市場環境は、コロナ禍の影響を大 きく受け、ガラスびんの需要は大きく減少しました。そ の結果、市場に流通するガラスびんが減少し、今後、市 町村からの引取量にも大きく影響することが懸念され ます。
- ガラスびん3R促進協議会の調査によると、市町村がガ ラスびんを回収・選別する段階で細かく割れて色分けで きず資源化できない廃棄量が、2021年でおよそ12.8万 トン余りあったと推定されています。また色別に分別し ても、回収・選別でほかの色に混入するケースや、まだ 化粧品びんを分別収集していない市町村が相当数ある ことも分かっています。

2 令和4年度の事業活動

● このような環境下で再商品化量を少しでも増加させる ためには、市町村での残渣率の改善や品質を高めるこ



ガラスびん・缶・PETボトル 混合収集

とが重要になります。令和4年度も引き続き、再商品化 量の増加に寄与すべく、市町村、ガラスびん3R促進協 議会、日本びんカレットリサイクル協会などの関係機関・ 関係者と連携して、残渣率の低減、品質改善に取り組ん できました。

- 令和4年度は16市町村を訪問しました。このうち6市 町村については、ガラスびん3R促進協議会との同行訪 問です。対象は、一人当たりの再商品化量の少ない市 町村や分別品質の悪い市町村などですが、再商品化量 の拡大に向け成果を上げている好事例の市町村も訪問 しました。再資源率や品質の悪い市町村に対しては、改 善のためのアドバイスや混合収集からガラスびん単独 収集への変更のお願い、好事例の市町村の事例紹介な どを行いました。
- ガラスびん事業部が単独訪問した市町村は10市町村で、 内容としては、品質改善のアドバイスや新規市町村の現 場確認、現状ヒアリングなどを行いました。



選別後(缶・PETボトル 除去後)のガラスびん ▶ 色選別へ

再商品化事業を取り巻く状況や課題、取り組みなどをご報告します。

紙容器事業部

精度の高い再商品化を 目指し積極的な現地訪問に努めました。



● 紙製容器包装の令和4年度市町村からの引取量は20.146 トンとなり前年度対比100.1%、再商品化製品販売量 は19.874トンで同101.1%となり、減少傾向に歯止め が掛かった状況となりました。しかしながら、紙製容器 包装を含む国内古紙の状況は、為替の円安ドル高、長引 く新型コロナウイルス感染症、中国経済の低迷、ロシア のウクライナ侵攻など古紙量への懸念材料が多く、量的 に不足傾向となり古紙問屋ならびに製紙メーカーの争 奪状態となっています。

2 令和4年度の事業活動

- そのような状況下、精度の高い事業運営を目指し、市町 村を含む関係諸団体を積極的に訪問し意見交換を行い ました。
- ●再生処理事業者については、業務の遂行状況、作業の 安全性など39事業者48施設の現地検査を行い、今後 の動向が懸念される古紙輸出・古紙需給・古紙価格 などの情報入手に努めました。再生処理事業者につ いては、業務の遂行状況、作業の安全性など39事業 者48施設の現地検査を行い、今後の動向が懸念され る古紙輸出・古紙需給・古紙価格などの情報入手に 努めました。
- 再商品化製品利用事業者については2事業者3工場を 訪問し、国内古紙流通量が不足気味に推移するなかで の古紙利用状況や品質、生産設備の稼働状況、今後の 需給動向など状況把握に努めました。



再生処理事業者での品質調査現場風景

- 自治体については、紙製容器包装の分別回収から雑紙と 合わせた一括回収に踏み切る名古屋市ならびにその周 辺市町村、引取量減少傾向の市町村、引取量安定の市町 村、新規契約の市町村など16市町村を訪問し、回収量減 少の背景、回収方法の多様化、市民の世代交代や海外移 住者による分別の緩み、市町村財政面などの課題をヒア リングしました。当協会からは、引き続き市民へのさらな る普及啓発・広報活動の強化をお願いしました。
- 古紙市場の今後は、先行きの見通しが不透明ではあり ますが、従来以上に積極的に関係諸団体との連携を密 に取りながら、正確な情報を収集し、適切で柔軟な再商 品化事業を進めていきます。



紙製容器包装再商品化製品

素材別の再商品化実施状況

PETボトル事業部

事業環境が大きく変化する なかにあっても確実な 再商品化事業を推進しました。

吉田 雅治

PETボトル事業部長



1 事業環境の大きな変化

- ここ数年のPETボトルリサイクルを取り巻く環境は大きく変化しています。コロナ禍による動脈経済の低迷、ロシアのウクライナ侵攻などに伴う原油価格と為替変動のダブルパンチによるバージンPET樹脂価格の乱高下、ボトルtoボトル利用が45.3% (P10参照)と昨年より13%拡大したことに代表される使用済みPETボトルの需要の高まりなどが挙げられます。
- これらの影響により容り協ルートにおいては、市町村からの引取量、落札単価、有償比率、再生処理事業者の落札量などが変化しました。

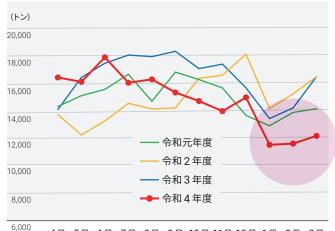
令和4年度は、①市町村からの引取量は独自処理への移行などによる理由で約7%減少、②バージン樹脂市況の変動や使用済みPETボトルの需要の高まりから直近3期の平均落札単価は有償の約64円/kg⇒約115円/kg⇒約60円/kgと乱高下、③繊維・シートの販売低迷(特に下期)、④コロナ禍初期に約75%まで下がった有償比率はその後98%前後と高水準で安定、⑤再生処理事業者間の落札量の差異拡大といった状況です。

2 確実な再商品化事業の推進

● このような状況のなか、再生処理事業者における再商 品化実施状況として引取-再生処理-販売-在庫を月次で 把握して確実な再商品化を実施してきました。例えば 販売が厳しく在庫過多の事業者は、新たな保管場所を 確保してもらうことで対応しています。またコロナ禍の 状況が緩和されてきたことを受け、再生処理事業者の 現地に訪問して法令およびガイドラインの遵守状況なら びに稼働状況の確認および指導をしました。

- 再生処理事業者とは説明会などの場を通じて、PETボトルリサイクルを取り巻く環境変化の状況について容り協が把握および分析している情報を共有し、再商品化事業に役立ててもらっています。
- 今後も環境変化、再商品化実施状況および再生処理事業者の状況を正確に把握して、適切な施策により確実な資源循環を推進していきます。

PETボトル再商品化製品販売量の推移



4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

令和4年度1~3月の販売量は過去4年間で最低となり、 コロナ禍初期の令和2年度5月の販売量を下回った



1 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)対応

- プラ新法32条(容り協ルート)について、令和3年度は 運用のベースとなる市町村からの引き取り品質ガイドラインや再生処理ガイドラインの策定を行いました。令和 4年度は、ガイドラインをもとに国と協議のうえ、市町村および再生処理事業者が遵守すべきルールや対応方法 を決定し、市町村および再生処理事業者に周知を行いました。
- プラ新法33条(認定ルート)については、認定ルートであっても、分別基準適合物とみなされたプラスチック製容器包装の再商品化費用は特定事業者が負担し、支払い業務全般は協会が行うことになっています。広く再商品化業務全体の説明責任を果たすためにも、当協会として認定計画における再商品化が適正に果たされたことを確認しつつ、業務を遂行します。

当協会が、容器包装以外のものを扱うことになりますので、大きな転換期となります。関係者との連携を一層強化し、新法の円滑な実施に向けて取り組んでまいります。

2 リチウムイオン電池混入による発火事故防止への取り組み

プラ新法対応以外で最優先での取り組み課題は、リチウムイオン電池による発火事故の防止です。禁忌品の混入に関しては、特にリチウムイオン電池内蔵電子機器の混入による発煙・発火トラブルの発生が、令和4年度においても285件と依然として多発しています。該当市町村

すべてに対し発煙・発火トラブルの事故報告を行い、改善要請を行っています。

- また、全国のコンビニエンスストアが加盟する日本フランチャイズチェーン協会 (JFA) の協力による加熱式たばこ廃棄時の注意喚起 (P16参照) や、NPO法人元気ネットと協働した「リチウムイオン電池トラブル防止に関するマルチステークホルダー検討会合」の開催による関係者での情報共有を行いました。
- そのほか、経済産業省主催の「リチウムイオン蓄電池に 起因した発煙・発火事故低減に係る事業者等検討会」 (非公開)に委員として参加。同検討会での議論を踏まえ、 関係者が取り組むべきアクションプランが発表される見 込みです。

プラ新法対応

① プラスチック資源循環法 第32条対応 (容リ協ルートを活用した再商品化)

(1)市町村向け

分別収集物の引き取り品質ガイドラインの策定と周知

分別収集物の申込方法の作成と周知

分別収集物の組成調査に関する基準作成

(2)再生処理事業者向け

分別収集物の再生処理ガイドライン策定と周知 分別収集物の再生処理事業者登録申請方法等の決定と周知

分別収集物に対応した入札ルールの決定と周知

分別収集物の再商品化に関する運用ルールの決定と周知

② プラスチック資源循環法 第33条対応 (認定計画に基づく再商品化)

再商品化実施委託料を支払っている特定事業者への説明責任を果たすため、協会は、生産管理月報、再商品化事業者への現地確認、組成調査への立会い等を行う。

TOPICS

TOPICS



再商品化義務の不履行特定事業者(ただ乗り事業者)対策

令和4年度は80,120社の特定事業者から約441億円を預 かり、再商品化を実施しました。再商品化事業の着実な遂行 には、再商品化の義務を履行していない事業者「ただ乗り事 業者」(=再商品化義務を負っているにもかかわらず委託申 込を行わない事業者、申込・契約をしながら委託料金を未払 いの事業者)を減らす対策が求められるため、主務省庁との 連携を強化してさまざまな活動を行いました。

まず、主務省庁とは、定例会議(年4回開催)を利用して対 策や課題について協議をし、ただ乗り事業者への指導強化に 向けた連携を深めました。

容器包装リサイクル制度の周知・啓発活動においては、特 定事業者が比較的多く存在する業種別の団体を個別訪問し (12団体、大手ECプラットフォーマー3社)、会員企業に向け た周知を依頼しました。会員企業向け説明会が企画された団 体もあり、容器包装の再商品化を伝える良い機会となりました。

また、申込手続きをしていない年度が存在する事業者に対し ては、文書や架電により、再商品化義務の確認と履行を要請し ました(年4回: 令和4年5月、8月、11月、令和5年2月)。再 商品化委託契約を締結しながら委託料金が未納となっている 大口事業者には、顧問弁護士名での支払い催告を行いました。

令和4年度 再商品化義務不履行分の過年度遡及支払い

420 計·約5億4千万円

(令和3年度は558社・約5億3千万円)





全国小売酒販組合中央会との 打ち合わせの様子

農林水産省 地方農政局等 新仟者研修の様子



❷ 消費者や特定事業者による監視機能等の観点から、再商品 化義務を履行した事業者のリストをホームページに掲載し ております

TOPICS

令和4年度 リチウムイオン電池などの混入による発煙・発火トラブル対策

再生処理事業者(35社)での発煙・発火トラブル件数は、令 和4年度も285件と高止まりが続いており、そのうち99.6% はリチウムイオン電池等充電式電池使用製品です。なかでも 加熱式たばこが85件(前年度比116%)を占め増加傾向です。 また、再生処理事業者の処理ライン停止ロスは約480時間、 24時間操業換算で約20日でした。

全国の再生処理事業者での 発煙・発火トラブル件数の推移 285件 (件) 301 285 283 130 56 49 41 32 平成25 26 27 28 29 30 令和元 2 4 (年度) 3 ※協会登録35社において



リチウムイオン電池等の発煙・発火トラブルに関する情報は こちらからご覧頂けます

発火起因物の混入防止対策

- •5件以上発生の場合は協会から首長宛に改善計画策定および 改善要請し、10件を超える場合は直接現地訪問による改善計 画内容の確認および指導等を行いました。
- •出前講座として「プラスチックリサイクルの現状と課題」「リチウ ムイオン電池等の発煙発火トラブルの状況と防止活動」を市町 村、関係団体など6ヵ所で開催(総参加者数327名)しました。
- 令和5年度に実行する事業者の対策が検討された経済産業省 主催「リチウムイオン蓄電池に起因した発煙・発火事故低減に 係る事業者等検討会」(非公開)に委員として参加しました。
- 令和4年9月上旬~令和5年3月末まで、一般社団法人日本フ ランチャイズチェーン協会(JFA)、一般社団法人日本たばこ協 会、NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット(以下、元気 ネット)、日本容器包装リサイクル協会が主催し、経済産業省、 環境省両省の後援を得て、JFA加盟のコンビニエンスストアの レジ画面を使った「加熱式たばこ機器の廃棄方法に関する注 意喚起」の啓発活動を開始しました。
- •元気ネットとはほかにも、令和4年7月と令和5年1月に「リチ ウムイオン電池トラブル防止に関するマルチステークホルダー 検討会合」を開催するなど、さまざまなイベントへの参加や情 報提供にて協働し、啓発活動を行いました。

TOPICS -

容器包装リサイクル法の理解促進やリサイクル活動参加促進を 目的に各種イベントに参加

令和4年12月7日~9日にかけて東京ビッグサイト(東京 都江東区有明)にて開催された国内最大の環境イベント「エ コプロ2022」に、容器包装リサイクル推進関係団体と連携し 参加しました。昨年に引き続きリアル開催となった今回、テー マを「正しく分けよう」「きれいにして出そう」と定め、来場さ れた皆さまに容器包装の分別はなぜするのか、正しく分別 しきれいにして出すととどのような効果があるのか、ご来 場者の皆さまに分別を実践していただけるような展示を行 いました。



「エコプロ2022」の展示の様子

また、令和5年3月26日、国立オリンピック記念青少年総合 センター (東京都渋谷区代々木)にて3年ぶりにリアル開催と なったイベント「こどもエコクラブ全国フェスティバル2023」 に参加しました。容器包装ゴミの分別の重要性や正しい出し 方を学び、特にリチウムイオン電池使用製品と一緒に出すと、 リサイクル工場が焼失するくらい重大な事故につながること を伝えました。子どもたちだけではなく保護者の方からも、 多くの質問が寄せられ、正しい分別とリサイクルの重要性を感 じて頂くことができました。



「こどもエコクラブ全国フェスティバル2023」の容り協ブースの様子

TOPICS

協会会報誌「容り協ニュース」をリニューアル

消費者に対して、環境問題への興味喚起と容器包装リサイ クルへの理解促進を図るため、これまでは特定事業者や再商 品化事業者、市町村といったステークホルダーの容器包装リ サイクル活動を中心に掲載してきた当協会の会報誌「容り協 ニュース」を大幅に刷新しました。2030年へ向けて「行動の 10年」と呼ばれる実践フェーズへ移行したSDGsに注目し、リ サイクル以外のさまざまな活動もご紹介することで、より身近 なテーマとして親しんでいただけるような内容となりました。 巻頭企画「PICK UP」コーナーでは、毎号、テーマに基づいて 企業や自治体の取り組みを取材。インタビュー企画「SDGsア クション」コーナーでは、SDGs達成のための課題や先進事例 をご紹介しています。また、「容リSTUDIES」コーナーでは容 リ法など容器包装リサイクルにまつわる学びを、「容リ STATION」コーナーでは協会の活動内容を掲載しています。



② 最新号・バックナンバーをPDFでご覧頂けます



同「容リSTUDIES」では環境省環境再生・資源循環局長(当時)室石 康弘氏に令和4年4月に施行されたプラ新法について解説して頂き ました



容リ協 年次レポート2023 令和4年度 実績報告 2023年8月発行

編集•発行

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル2階

企画広報部

Tel. 03-5532-8610 Fax. 03-5532-9698 https://www.jcpra.or.jp/

